

(仮称) 月夜野統合小学校建設基本設計業務仕様書

1. 業務名

令和4年度 (仮称) 月夜野統合小学校建設基本設計業務

2. 業務場所

群馬県利根郡みなかみ町月夜野 583 番地外

3. 業務期間

契約締結日から令和5年8月10日まで

4. 施設用途

小学校(校舎)

5. 目的

本町の月夜野地区(合併前旧月夜野町)には古馬牧小学校、桃野小学校、月夜野北小学校の3校の小学校があり、令和8年度に統合を予定する。

月夜野地区3校の小学校校舎はいずれも建設後50年以上経過しており、経年による不具合が生じ、教育環境に影響を与えている。また、少子化による学校適正規模や施設更新にかかる財源の確保等多くの課題を抱えている。

このような中、児童の教育環境の向上や安全安心な学校生活を送れるよう、現桃野小学校敷地を拡充し校舎を建設する。また既存桃野小学校の校舎は建設後取り壊すものとし、体育館及び屋外プールは校舎建設に併せ改修し、環境整備を図る。

6. 基本方針

「子どもたちが安全安心でのびのびと学校生活を送れる教育環境づくり」

7. 業務内容

基本設計

(1) 標準業務

標準業務は平成31年国土交通省告示第98号別添一 基本設計に関する標準業務のうち、以下に掲げるものとする。

(i) 設計条件等の整理

(ii) 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ

(iii) 上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関との打合せ

- (iv) 基本設計方針の策定
- (v) 基本設計図書の作成
- (vi) 概算工事費の検討
- (vii) 基本設計内容の建築主への説明等

(2) 追加業務

追加業務は以下に掲げるものとする。

- (i) 概略事業工程表の作成
- (ii) 透視図の作成

(3) 基本設計図書

基本設計図書は以下の項目を基本とし、必要に応じて修正する。

建築計画	
① 設計コンセプト	⑦ 比較検討資料
② 敷地概要	⑧ 工事費概算資料
③ 関係法令チェックリスト	⑨ 工事工程表
④ 仕上表	⑩ 日影図
⑤ 現況配置図	⑪ 透視図
⑥ 計画配置図	
構造	
① 構造基本計画	③ 比較検討資料
② 仕様概要書	
電気設備	
① 電気設備計画概要書	③ 工事費概算資料
② 仕様概要書	④ 比較検討資料
機械設備	
① 機械設備計画概要書	③ 工事費概算資料
② 仕様概要書	④ 比較検討資料

(4) 成果品

提出図書	部数	提出形式	摘要
設計図書	1	紙（ファイル綴じ）	
	1	電子データ （CD-R または DVD-R 格納）	
設計図 （実施設計時に 提供するもの）	1	電子データ （CD-R または DVD-R 格納）	JWW 形式 及び PDF 形式
透視図	1	紙	

8. 設計業務に係る諸条件

- ・ 桃野小学校校舎北側に町道敷及び利根沼田学校組合所有地がある。本件に伴い、道路の廃止及び利根沼田学校組合から用地の取得予定とする。
- ・ 北側の拡充用地取得については新校舎の配置場所が概ね決定した段階で範囲を確定させるものとする。
- ・ 新校舎北側に4 m幅の道路を確保するものとし、校舎の配置や形状を計画する。
- ・ 新校舎の配置場所が概ね決定した段階で別途地質調査を行う。
- ・ 既存体育館は接続通路を建設及び部分改修し、そのまま利用することを基本とする。
- ・ 既存屋外プールは基本的にはそのまま利用するものとするが、校舎配置にあたり支障となる場合は、部分的な改修は可能とする。
- ・ 本業務発注時点で学童施設の併設については具体的に決定していない。(同敷地内に学童施設を併設させる構想がある。)
- ・ 統合小学校が開校するとスクールバス通学児童が多く見込まれる。バス進入路について本業務にて検討のこと。

9. 事業全体スケジュール (予定)

令和4年度	基本設計
令和5年度	実施設計
令和6年度	新校舎建設
令和7年度	新校舎建設、体育館接続等改修工事、外構工事
令和8年度	新校舎供用開始、旧校舎解体・外構工事

10. 敷地条件・施設等

- (1) 敷地面積 現況：11,965 m² + 拡充：3,500～5,000 m²程度
- (2) 地域地区等 用途地域：第一種中高層住居専用地域
建ぺい率 50% 容積率 100%
防火地域：指定なし
上水道：町水道供給区域
下水道：供用区域
- (3) 既存施設 校舎 既存校舎保有面積 2,610 m²
鉄筋コンクリート造 3階建て
体育館 既存体育館保有面積 891 m²
鉄筋コンクリート造 平屋建て
- (4) 月夜野地区における児童数状況

年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度
児童数	356人	364人	362人	367人	373人

※古馬牧小、桃野小、月夜野北小児童数の総和

令和8年4月1日 310人（推計値）とする。

11. その他

- (1) 本仕様書に明記のない事項については担当職員と協議の上決定するものとする。
- (2) 本業務において疑義が生じた場合は、都度協議するものとする。